

第2章 事業の目的及び内容

2-1. 事業の目的

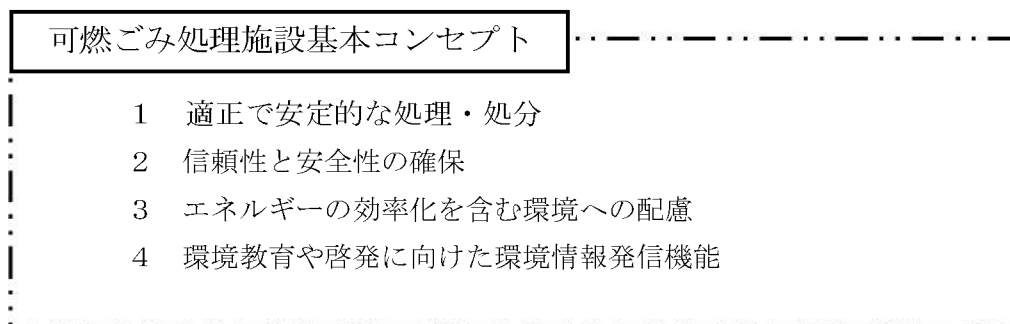
福岡市南部工場*1（以下「南部工場」という。）と大野城環境処理センターの耐用年数が間近となった平成13年度、工場の規模やダイオキシン類対策等の目的から、福岡都市圏南部地区の清掃工場のあり方について協議会*2で議論を行い、①耐用年数、②経済的理由、③周辺環境への考慮により、南部工場の延命化と大野城環境処理センターの休炉が適切であると結論に達し、平成15年11月から大野城市・太宰府市の可燃ごみ処理を福岡市が受託するものの、その残渣については持ち帰る体制をとり現在に至っている。

このような連携の下、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町（以下「関係4市1町」という。）は引き続き福岡都市圏南部地区として望ましい姿を検討していくことを確認し、平成18年5月1日に「福岡都市圏南部環境事業組合」（以下「組合」という。）を設立した。

組合を構成する関係4市1町は、循環型社会形成のため、発生抑制・再使用・再生利用（3R）の取り組みを進め、それでもやむを得ず循環利用が行われないものに関しては適正な処分を行うという処理の優先順位に基づき、可燃ごみを適正に処理するための中間処理施設及び最終処分場を共同で整備することとしている。

本事業は、このうち、南部工場南側の一部を造成し、組合が定めた以下の福岡都市圏南部可燃ごみ処理施設の基本コンセプトにもとづいて、関係4市1町で発生した可燃ごみを対象として、適正で長期にわたる安定的な処理処分、災害時等に対する危機管理の徹底を図り、近隣住民にとって安心・信頼できる安全で親しまれる可燃ごみ中間処理施設の整備を目的とする。

なお、（仮称）新南部工場供用開始後の南部工場の方針については、福岡市、春日市及び組合において、地元住民の意見も踏まえながら、十分な協議を持って進めていくこととする。



*1 現在、南部工場には、大野城市と太宰府市の一部、福岡市の一部、春日市と那珂川町の全部の可燃ごみが搬入されており、福岡都市圏南部地区の主力工場に位置づけられている。

*2 関係4市1町は、“災害時をはじめ、普段からの「循環型社会の構築」、「自然環境・都市環境の保全・創造」に関する政策、施策について相互協力及び共同実施を行う”とした目的を掲げ、平成13年10月23日に「福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会」（「協議会」）を発足した。

2-2. 事業の内容

(1) 事業の名称

(仮称)新南部工場建設事業

(2) 事業の種類

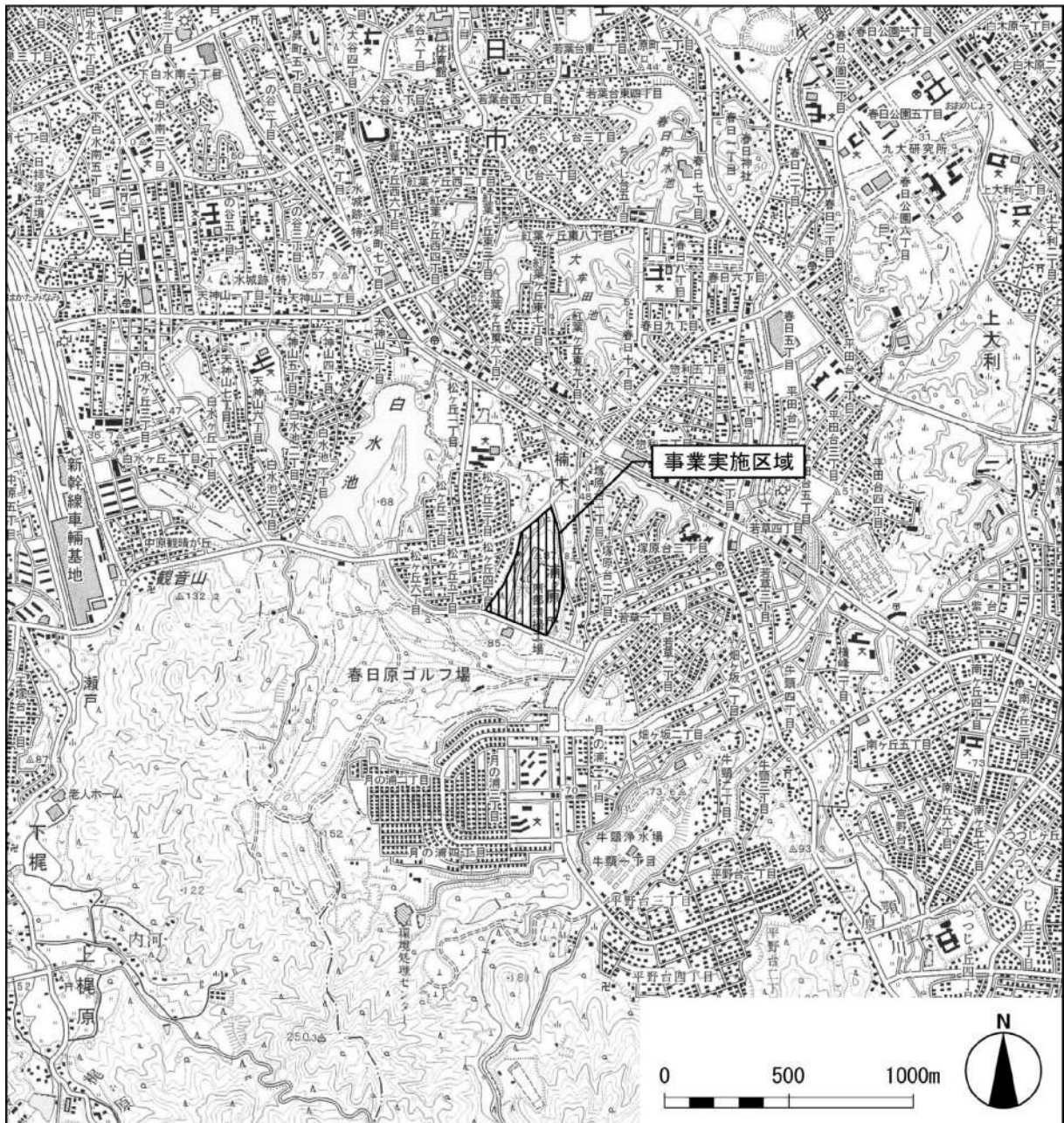
ごみ焼却施設

(3) 事業の規模

日処理量：最大 600t

(4) 事業実施区域

事業実施区域は図 2-1 に示すとおり、「福岡県春日市大字下白水」である。



注：事業実施区域の南側は住宅や商業施設などの開発が予定されている（(仮称)春日フォレストシティ）。

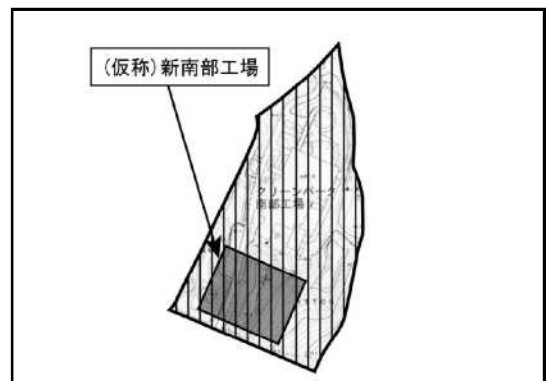
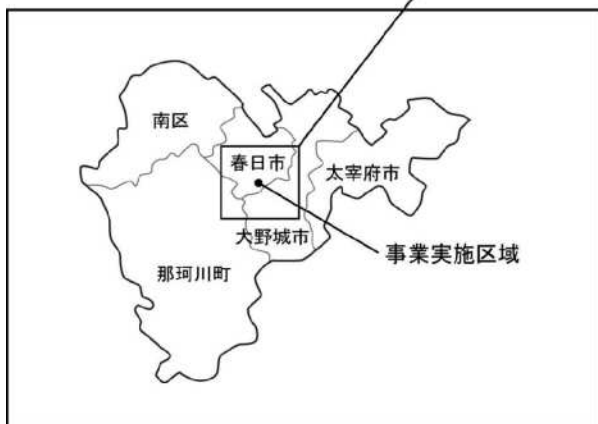


図 2-1 事業実施区域の位置

(5) 事業の工事計画の概要

① 工事の工程

工事の工程は、表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 工事の工程

事業実施項目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
造成工事	造成工事					
建設工事	建設工事					
試運転・稼働	試運転 稼働開始					

② 工事中の環境保全対策

工事については、以下のとおり環境保全対策を徹底する。

- ・ 排出ガス対策型建設機械や低騒音、低振動型の建設機械及び工事用車両を使用する。
- ・ 工事に伴う粉じん等については、適宜散水し飛散を防止する。また、強風時には粉じん等が発生する工事の実施を避ける。
- ・ 工事中の降雨排水は、調整池を経由して放流する。
- ・ リサイクル建材の利用や建設副産物の再利用などを含めた資源の有効利用に努める。

(6) その他事業に関する事項

① 施設の特長

- ・ 環境保全については、法令を遵守するのは当然のこととして、高度な技術にもとづき、徹底した対策を行う。
- ・ 高効率の廃棄物発電を行うなど、エネルギーの有効利用の推進を図る。
- ・ 使用水量の少ないシステムとし、また雨水利用などに積極的に取り組み、節水型の施設とする。
- ・ 工場敷地内の積極的な緑化を図り、周辺環境との調和を図る。

②主要設備の概要

表 2-2 主要設備の一覧

項 目	内 容
処 理 能 力	1日最大 600t
受 入 供 給 設 備	ごみ供給方式：ピットアンドクレーン方式
燃 焼 設 備	連続運転式、自動燃焼制御方式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式
通 風 設 備	1 炉 1 系列平衡通風方式 煙突（高さ 80m、集合煙突）
排 水 処 理 設 備	プラント系排水処理装置 洗煙系排水処理装置
発 電 設 備	蒸気タービン発電設備 発電電力使用（所内消費、余剰電力売電）
熱 利 用 設 備	工場内給湯、冷暖房

③ごみの搬入、残渣の搬出

福岡都市圏南部地域のごみを収集し、主として那珂川大野城線（県道 580 号線）を經由し、（仮称）新南部工場に搬入する。

埋立処分すべき処理残渣は、大野城市に計画中の最終処分場で処分する。

④用水、排水計画

春日那珂川水道企業団の上水を引き込み、使用する。また、雨水及び工場稼動に伴い発生する排水を処理した再利用水を最大限使用する。その他井水・湧水については、地下水位が低下しないように適切に利用する。

排水は公共下水道に放流する。

⑤環境保全対策

(ア) 大気汚染防止対策

排ガス中に含まれる大気汚染物質については、以下の対策を行い、大気汚染防止法の排出規制値以下とする。

- ・ ばいじんについては、バグフィルター（ろ過式集じん機）を設置し除去する。
- ・ 硫黄酸化物、塩化水素については、排ガス処理装置を設置し除去する。
- ・ 窒素酸化物については、燃焼管理及び脱硝装置の設置により除去する。
- ・ ダイオキシン類については、高温で十分な燃焼時間をとることにより発生を抑制し、更に、後段の排ガス処理施設等で除去する。

(イ) 水質汚濁防止対策

（仮称）新南部工場の稼動に伴う排水は、排水処理設備で春日市の下水排除基準（下水道法及び春日市下水道条例）に適合するように処理した後、極力場内で再利用し、余剰分を公共

下水道に放流する。

(ウ)騒音防止対策

(仮称)新南部工場の稼働に伴い発生する騒音については、以下の対策を行い、敷地境界において騒音規制法の規制基準値以下とする。

- ・ 機器は原則として建屋内に配置し、騒音が外部に伝播するのを防止する。
- ・ 大きな騒音を出す機器を設置する部屋には、壁の内側に吸音材等を張り、騒音の低減を図る。
- ・ 構造上、開口部を必要とする機器については低騒音型を採用するとともに、周囲を遮音壁で囲み、外部への騒音の伝播を低減する。

(エ)振動防止対策

(仮称)新南部工場の稼働に伴い発生する振動については、以下の対策を行い、敷地境界において振動規制法の規制基準値以下とする。

- ・ 機器は堅固な基礎上に設置し、振動の伝播を防止する。
- ・ 特に振動の大きい機器については独立基礎とし、建屋への振動の伝播を防止する。

(オ)悪臭防止対策

(仮称)新南部工場から発生する悪臭については、以下の対策を行い、工場から外部への臭気の漏洩を防止し、敷地境界において悪臭防止法の規制基準値以下とする。

- ・ ごみピット内の臭気は、送風機で炉内に送り込み高温で熱分解させる。また、ごみピット及びプラットフォーム内を負圧に保ち、臭気的外部への漏洩を防止する。
- ・ 焼却炉全炉停止時には、ごみピット内の臭気を脱臭装置により処理する。
- ・ ごみピット投入口、プラットフォーム出入口には自動扉を設け、車両通行時以外は閉鎖し、外部への臭気の漏洩を防止する。

(カ)交通に対する対策

(仮称)新南部工場関連車両の運行に当たっては、交通規則の遵守、安全運転の励行等の指導及び監督を行い、交通安全には万全を期するよう配慮するとともに、計画的な運行管理を行い、車両の集中を可能な限り避け、騒音・振動の低減に努める。

(キ)緑化対策

(仮称)新南部工場の建設における緑化対策は次の通りとする。

- ・ 基本計画の段階から可能な限り緑地が確保出来るような、施設配置を検討する。
- ・ 将来、福岡市南部工場跡地の緑化については、地元も含めて福岡市、春日市、組合で検討を行うこととする。

(ク) 景観対策

(仮称)新南部工場の建設における景観対策は次の通りとする。

- ・ 建物・煙突の設計にあたり、建物の配置、外観・形態等は周辺住民が日常的に接して、身近な景観として親しまれるようなデザイン（色彩・形態）を工夫する。

(ケ) 温室効果ガス対策

(仮称)新南部工場の建設における温室効果ガス対策は次の通りとする。

- ・ 温室効果ガスの排出を抑制するため、廃棄物焼却時の廃熱を有効に活用し、高効率の廃棄物発電を行うこととする。
- ・ 省エネルギー型の機械や設備の採用、効率的な運転・管理の徹底により、電気・各化石燃料の使用量の削減に努める。